

# 介護労働者の実態調査（金沢市）結果

曾 我 千 春

## I はじめに

「介護」の概念は、日本においては、その定義、内容が不明確なまま現在にいたっている。そのことも一因となり介護労働は、歴史的に国の政策によって専門職としての資格、役割、労働条件が確立されないまま拡大されてきた。

「介護」については、例えば「社会福祉士及び介護福祉士法」の第2条2項では、「介護福祉士」を、「身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排せつ、食事その他の介護を行い」と定義づけているが、「介護」自体の定義・概念は明確でない。

「介護」の定義、内容が不明確なままで介護労働は社会福祉領域で発現した。後に保健・医療へ進出し介護労働はその領域を大幅に拡大したといえる。しかし、このような状況は介護労働のみにない手、すなわち介護労働者の労働内容が国の医療政策、福祉政策、看護政策といった関連政策により左右されることになり、サービス提供の現場では混乱をもたらしている。

加えて、介護労働者の資格、役割、労働条件等は国の政策できめられ、他の産業ではみられない、資格を問わない「マンパワー政策」により、介護労働者の量的拡大のみが図られてきた。このような政策のもと、介護労働者の労働条件や賃金、社会的評価は低く抑えられ、介護労働の現場では、慢性的な人員不足、低賃金となり不安定で、介護労働が継続不可能な職業となっている。

他方「介護」については、理論的にはさまざまに論じられ「介護」の独自性及び専門性を強く打ち出す説が多くみられる。しかしこれらの説でもまだ「介護」の定義や内容は説明することはできていない。また国の政策によって、日に日に「介護」が拡大されていくなかで、介護

労働者の労働の内容や労働条件は変容し、労働強化や身分保障の不安定化をもたらしているが、介護の独自性を主張する説は、真に介護労働者の労働条件を向上し、利用者に安全なサービス提供を行うことにはつながっていない。

筆者は、特別養護老人ホームの寮母職とホームヘルパーとして勤務した経験から、介護労働者が個人の努力で知識、技術を身に付けてもそれだけで介護サービスの質が良くなるものではないと感じている。介護労働現場の問題は国の社会保障・社会福祉政策が大きな要因になっていることを痛感した。したがって介護労働政策の歴史と現状を検討し、今後の日本の介護労働政策の在り方について提言をしたい。

本稿では、日本の介護労働政策のあり方についての提言をおこなう作業の第一歩として実施した「介護労働者実態調査」結果について報告をしておく。

## II 調査の概要

調査の簡単な概要を説明しておく。

調査対象は、金沢市福祉保健部介護保険課、2004年3月発行『介護保険サービス事業者情報』（pp.46-47）より、介護老人保健施設（老人保健施設）（以下「老健」という）、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）（以下「特養」という）37ヶ所に調査協力を書面で依頼した。その結果、老健4ヶ所、特養7ヶ所の介護労働者157名の調査協力を得ることができた。

調査方法は、調査協力施設へ訪問し、調査依頼（調査票の配布および回収）を行い、調査票回収後、筆者に送付してもらうという方法をとった。調査期間は2004年10月5日～10月20日に行った。回収状況は、調査票184部配布し回答のあった介護労働者は149名で回収率81.0%

である。

質問項目は、介護労働者の属性、資格、勤続年数、賃金、労働条件の実態並びに今後の介護労働への就業意識、介護労働の改善案等である。

調査の目的は、現場の生の声を参考に、介護労働者の実態を明らかにし、今後の介護労働政策の在り方についての方向性を見出すことにある。

### Ⅲ 結果および考察

#### 1 回答者の基本的な属性

性別割合は、女性が122名(82.0%)で男性が22名(17%)と圧倒的に女性が多い。年齢をみると、25歳から29歳以下が最も多く30名(20.1%)、20歳から24歳以下が27名(18.1%)と20歳代が57名(38.3%)である。ついで40歳代で35名(23.5%)、30歳代30名(20.1%)、50歳以上が28名(18.8%)となっている(図1)。

介護職(看護助手を含む)以外の就業経験をもつ回答者は78名(53%)であり、前職が「会社員」と答えた回答者が45名(31%)と最も多

い。介護職以外の就業経験をもつ回答者が学生26名(17.4%)の約3倍にあたる(図2)。前職の雇用形態は、正規雇用が63名(74.1%)、非正規雇用が16名(18.8%)、自営が6名(7.1%)となっており、正規雇用からの転職が多い。

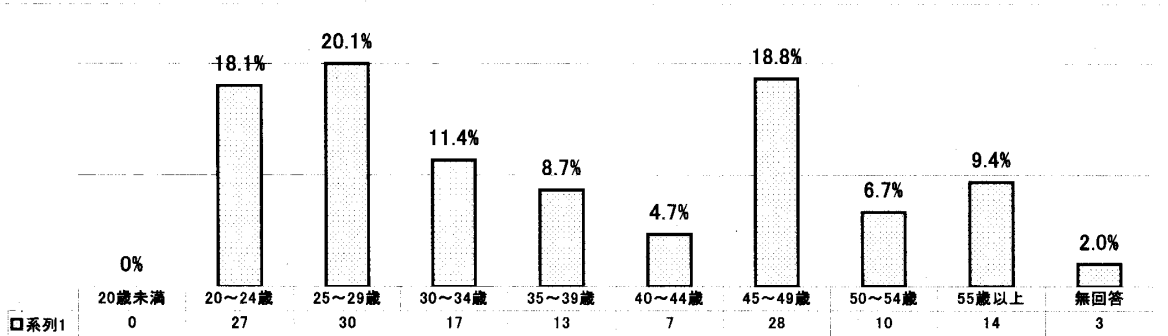
回答者の職種は、ケアワーカー148名(99.3%)、訪問介護員1名(0.6%)である。就業場所は、特養85名(57.0%)、老健62名(46.1%)、グループホーム1名(0.6%)、訪問介護事業所1名(0.6%)である。

#### 2 資格について

##### (1) 資格

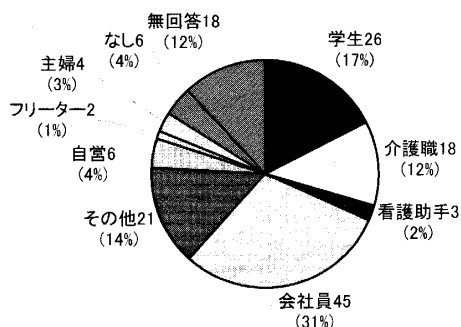
介護関連資格の保有に関しては、介護福祉士資格保有者が86名(58%)であり、つづいてホームヘルパー(以下「ヘルパー」という)2級32名(21%)、ヘルパー1級は12名(8%)、ヘルパー3級は1名(1%)である。無資格者も17名(11%)存在している(図3)。資格の取得方法は、介護福祉士資格の場合、国家試験受験合格者が61名(全体の40.9%、

図1 回答者年齢構成



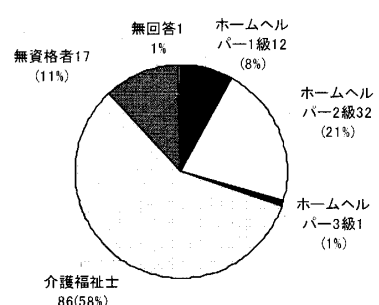
(合計：149名)

図2 前職



(合計：149名)

図3 介護関連資格保有者比率



(合計：149名)

介護福祉士とホームヘルパー1級(3名)または2級(14名)を取得している者は介護福祉士を優先させた。

介護福祉士資格保有者のうち71%)と多く、養成施設卒業生22名(14.1%)、短大専攻科卒業生2名(14.5%)となっている。ホームヘルパーは養成研修を通学で受講した者が30名(20.1%)、通信で受講した者が11名(7.4%)である(表1)。

表1 資格取得方法

資格取得方法		人数(%)
介護福祉士	国家試験	61 (40.9)
	養成校卒	22 (14.5)
	短大専攻科卒	2 (1.3)
ホームヘルパー	養成講座通学受講	30 (20.1)
	養成講座通信受講	11 (7.4)
無回答		5 (3.6)
不明		1 (0.6)
無資格者		17 (11.4)
全体		149 (100.0)
介護福祉士とホームヘルパー1級(3名)または2級(14名)を取得している者は介護福祉士を優先させた。		

(2) 資格取得の意向

「介護」の現場では、医療職、福祉職の多くの種類の資格が存在する。日々めまぐるしく変化する介護現場の状況や介護及び関連制度・政策に対応する一つ的手段として、また収入のアップを期待し、資格取得への意欲を持っているのではないかと考えられる。

今後何らかの資格を取得したいと考えている回答者は多く、資格習得への意欲は旺盛である。介護支援専門員(以下「ケアマネージャー」という)が一番多く47名である。無資格者やヘルパーは、国家資格である「介護福祉士」を希望する者が40名(31.5%)と多い。その他、社会福祉士9名(6.0%)、福祉住環境コーディネーター<sup>2</sup>7名(4.7%) (表2)。ケアマネージャー資格取得希望理由は、「業務に必要」、

「専門的知識を持ちたい」、「法的、個人<sup>(ママ)</sup>プラン、介護保険に詳しくなりたい」、「収入を増やしたい」、「転職に有利」といった理由があげられている<sup>3</sup>。

ケアマネージャー資格は一般的に「高収入」、「人員不足」といったことがいわれており、資格の取得を希望する回答者が多い。また介護福祉士資格取得希望理由は、「介護の専門的知識を高めるため」、「資格をもち自信を持った仕事がしたい」等、キャリアアップ、スキルアップの意向が強い<sup>4</sup>。

3 現在の雇用形態について

(1) 雇用形態

回答者の雇用形態は、正規雇用136名(91%)、非正規雇用12名(嘱託・臨時・派遣)(8%)である。

(2) 希望雇用形態

現在、日本では「不安定雇用」が増加しており、介護労働現場でもその不安は払拭できない<sup>5</sup>。今後の希望雇用形態の質問をおこなった。

正規雇用を希望する回答者が67名(45%)と多く、また現在非正規雇用の12名のうち10名が正規雇用を望んでいる(表3)。正規雇用を希望する回答者は、その理由を「収入の安定、身分保障の安定、信頼性」をあげている。現在非正規雇用の回答者は、「臨時だといつ解雇されるかわからない」と不安を抱えて就労しており、今後正規雇用の採用を望んでいる。しかし逆に夜勤の負担から「日勤だけの非正規雇用に」という意見もある<sup>6</sup>。

表3 現在の雇用形態別に見た今後希望する雇用形態

現雇用形態/希望の雇用形態(%)	正規雇用	非正規雇用
正規雇用 (136名)	57(41.9)	1(0.7)
非正規雇用 (12名)	10(83.3)	1(0.8)

表2 現在保有資格と今後の取得希望資格

保有資格と今後の取得希望資格

保有資格/希望資格(%)	ケアマネ	社会福祉士	介護福祉士	主事	看護師	PT	福祉住環境	音楽療法士	医療事務	保育士
介護福祉士 (86名)	40(46.5)	4(4.7)			3(3.5)	1(1.2)	6(7.0)	1(1.2)	1(1.2)	1(1.2)
ホームヘルパー1級(12名)	2(16.7)		7(58.3)							
ホームヘルパー2級(32名)	4(12.5)	4(12.5)	23(71.9)	1(3.1)			1(3.1)			
無資格者 (17名)	1(5.9)	1(5.9)	10(58.8)					1(5.9)		

### (3) 現事業所での勤務年数

現在の事業所での勤務年数は、詳細に分けると、3～4年未満が36名(24.2%)と多い。5年毎にみていくと、5年未満が82名(55.0%)、5～10年未満は43名(26.2%)、10年以上が28名(18.8%)となっている。5年未満が高い割合を占めている一要因として、介護保険制度導入にともない新規施設の参入がある。

### (4) 介護職の経験年数

介護経験年数は5年以上10年未満が33.6%、次いで3年以上5年未満と答が28.9%である。現事業所での勤務年数が3～5年未満33.6%であったが、介護職経験年数3年～5年未満は28.9%となっている。逆に現事業所勤務年数5～10年未満が26.2%であったが、介護経験年数5～10年未満が33.6%に、10～20年未満が現事業所の勤務年数18.1%から介護職経験年数20.1%に増加している。わずかではあるが、回答者の事業所の移動がみられる。

### (5) 勤務形態

交替勤務者(日勤、夜勤)が132名(89%)とほとんどを占めている。「日勤のみ」はわずか14名(9%)となっている。交替勤務も夜勤、日勤以外に「早出」、「遅出」といった時間差の勤務時間帯を設けている事業所がほとんどで、事業所によっては6パターンの勤務時間の形態を設けている<sup>7</sup>。

## 4 賃金(収入)、手当、賃金制度について

### (1) 賃金形態

賃金は、基本給を記しているもの、手取りの賃金を記しているものと固定給(月給)に関する説明不足であったため、正確な賃金を把握できなかった。132名(89%)が固定給である。その他、時間給2名(1%)、日給月給1名(1%)である。

### (2) 平均賃金

介護労働者平均賃金は、「固定給」と回答があったもののみを対象(112名)とし平均賃金を算出したところ、回答者の平均賃金は168,048円であり、男性168,242円、女性167,854円となった。全国調査結果の平均賃金(ヘルパー1級～3級、無資格者、介護福

祉士)は170,820円である<sup>8</sup>。賃金の厳密な比較は困難であるが、2003(平成15)年の厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(常用労働者10名以上の事業所)により、2004(平成12)年6月の所定内賃金(表4)をみると、一般労働者(パートタイマーを除く)については、男性の平均月額335,500円(産業計)であり、上記の回答者(男性)の月額168,242円は、男性一般労働者の賃金を大きく下回っている。女性は、平均賃金224,200円(産業計)であり、回答者(女性)の月給167,854円とやはり他の産業を下回っている。

表4 一般労働者の月額賃金

	一般労働者(月額)	
	男(千円)	女(千円)
産業計	335.5	224.2
製造業	327.8	195.8
卸・小売・飲食店	339.1	220.8

(出所)平成15年賃金構造基本統計調査(平成15年6月所定内賃金)より抜粋

### (3) 資格別平均賃金

回答者の資格別平均賃金は、介護福祉士177,071円、ヘルパー1級148,570円、ヘルパー2級158,145円、ヘルパー3級148,000円、無資格者160,841円となっている。

介護福祉士資格保有者の平均賃金は、177,071円とヘルパーや無資格者に比べ比較的高くなっている。これは調査対象施設によって賃金のばらつきがみられ、1施設の介護福祉士資格保有者の賃金が25万から33万円(「地方公務員に準じる」と他施設よりも比較的高い賃金を設定していることが影響している。介護福祉士資格保有者の次に賃金が高いのは無資格者である。介護福祉士資格保有者と無資格者の平均賃金の差は、16,230円である。

### (4) 資格別年齢による賃金

介護福祉士の場合は、20～24歳が15万円未満2名、15～18万円11名であり、20～24歳以下の回答者の賃金は18万円未満である。25～29歳は15万円未満が4名、15～18万円未満が7名、18～20万円未満が3名と20万円未満で分散している。30歳以上になると年齢が高くなるに連れ、15万円未満から24万

円以上と幅広く分散している。ヘルパー（1～3級）は、年齢に関係なくほとんどが20万円未満で分散しており、15万円未満が最も多い。

**(5) 資格別経験年数による賃金**

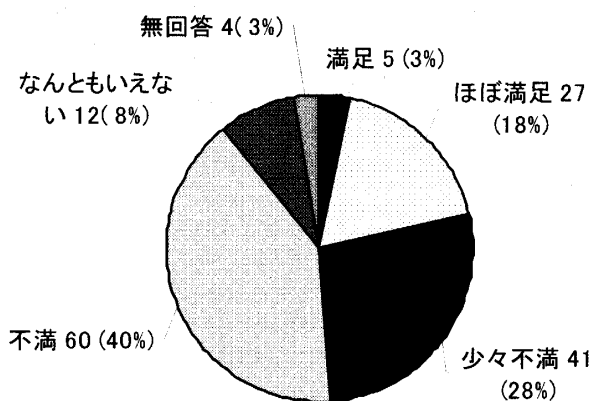
介護福祉士の場合、1～2年未満と2～3年未満は18万円未満であるが、経験年数が長くなるに連れ、賃金は分散している。しかしながら、5～10年未満で賃金が15万円未満の介護福祉士が12名いる。ヘルパーの場合は、経験年数による昇給は望めない状況である。

資格と年齢及び経験年数による賃金をみてみたが、回答者の賃金は18万未満に大きな固まりがある。介護労働は、資格を取得しても、経験を重ねても、自活できるような賃金は望めない状況にある。

**(6) 現在の収入の満足度**

収入の満足度は労働の継続に大きく影響する。現在の収入に満足しているものは、「満足」（3%）「ほぼ満足」（18%）を合わせても21%である。反対に「少々不満」（28%）「不満」（40%）が合わせて68%と、介護労働者の多くは現在の賃金（収入）に満足していない（図4）という結果が出た。介護労働を継続していくことに不安を持つ理由としても「収入が少ない」ことがあげられている。

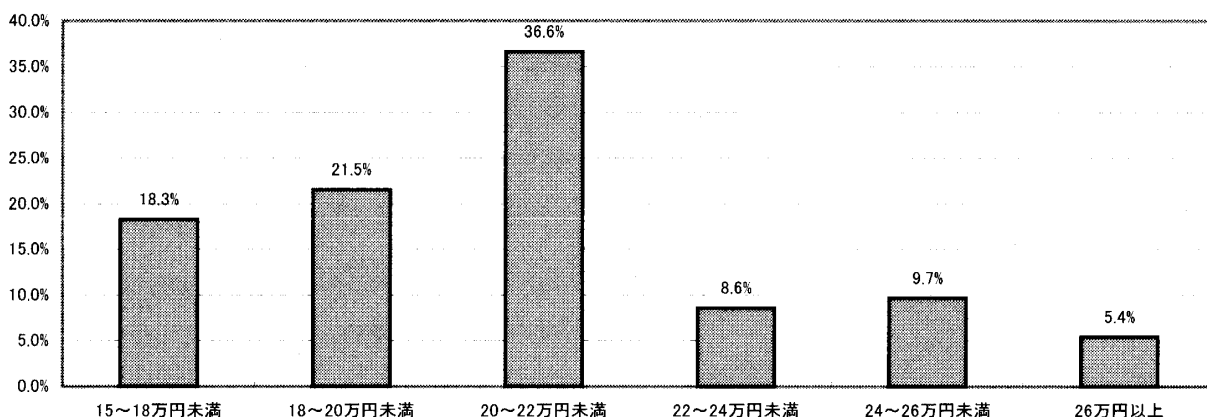
図4 現在の賃金（収入）の満足度



**(7) 希望する賃金（収入）額**

収入の結果を踏まえて、希望する収入の額についてその理由も含めて聞いた。希望金額は、現在の収入が18万円未満に固まっているため、20万～22万円を希望する者が36.3%と最も多かった（図5）。また、現在の収入別に見た希望金額は、各収入額の2万から4万円増を希望しているといった傾向が見られる。現在の収入についての「不満」は、「残業手当がつかない」、「看護師との差が大きい」、「基本給が少ない」、「労働と賃金が見合っていない」等である。業務内容は知識・体力を必要とする重労働であるにも関わらず、低賃金であり、その結果「生活が困難」という意見が多い。希望としては「基本給のアップ」、「自活できるだけの金額の賃金」、「労働内容（肉体労働やストレス）に見合う報酬」、「資格手当、能力給を明確にしてほしい」の意見がある<sup>9</sup>。

図5 希望収入額



## 5 各種手当

「資格手当」の支給に関しては、「ある」60名(40.3%)、「ない」41名(25.7%)、「知らない」19名(12.8%)、「無回答」29名(19.5%)であり、「適用されている者」は29名(19.4%)と低い。

「時間外手当」に関しては、「ある」75名(50.3%)と約半数が整備されているが、その適用は37名(24.8%)と低い。事業所の判断による「時間外手当の支給」が多く、通常の業務での「時間外手当」は支給されていない。本稿調査において「時間外が支給されない」「サービス残業が日常化している」といった意見が多い<sup>10</sup>。

「皆勤・精勤手当」の支給は、「ある」が64名(43.0%)、「ない」46名(30.8%)、「適用されている」は42名(28.2%)である。

「通勤手当」(92.6%)、「夜勤手当」(91.3%)は、各施設に整備されている。「深夜手当」に関しては、「夜勤手当」に含まれていることが多いためか「ある」20名(13.4%)で「適用」10名(6.7%)と低い。「夜勤手当」額は、各施設で異なり、3,000円から5,500円となっている。「深夜の割増賃金」等、夜勤手当の内訳を介護労働者に示すことが各施設側の役目であろう。

「休日手当」は、「ある」が56名(37.6%)である。「年末年始のみ支給」、「超勤扱いとなる」、「あっても支給されない」等の意見があり、各施設によって異なる。「適用」は25名(16.8%)と低い。

「家族手当」は、「ある」が89名(59.7%)、「住宅手当」60名(40.2%)となっている。「家族手当」の「適用」は18名(12.1%)、「住宅手当」の「適用」は9名(6%)となっている。

「その他の手当」は、「主任補佐手当」3,000円、「役職手当」、「業務手当」14,000円、「職務手当」、「介護手当」、「特殊業務手当」15,000円、24,000円、「主任手当」36,000円、「役付手当」、「早出手当」等がある。

資格手当の対象となる資格及び金額は、ケアマネージャーは3,000円、10,000円、介護福祉士は5,000円、14,000円、20,000円、「基本給に含む」と、各施設によって異なる。

## 6 賃金制度

「昇給」(81.9%)、「ボーナス」(87.9%)、「退職金」(79.2%)制度といった「賃金制度」は、ほぼ整備されているといえる。これは、回答者が施設で直接介護をになう「ケアワーカー」であり、非正規雇用労働者が少ないためである。同じ介護労働者でも訪問介護系では非正規雇用労働者が多数を占め、これらの賃金制度から除外されており大きな問題になっている。

## 7 各種待遇

「有給休暇」については、「ある」131名(87.9%)、「適用」が71名(47.7%)となっている。これは事業所に有給休暇制度はあり労働者として当然に「適用」はされていると考えられるが、「有給休暇が取得できない」ということであろう。本稿調査結果の自由回答の意見は、「有給休暇の取得」を求めるものが多い<sup>11</sup>。

「夏期休暇」は53名(35.6%)、「年末年始休暇」は56名(37.6%)が「ある」と答えている。それぞれ1日から5日である。「慶弔休暇」(78.5%)、「育児休暇」(73.8%)は整備されている。また「育児休暇」を取得した者もある。「介護休暇」は、取得した者が少ないまたはほとんど無いためか、「知らない」37名(24.8%)、「無回答」38名(25.5%)が半数(50.3%)を占めている。

「就業規則」(70.5%)、「定期健康診断」(82.5%)は完備されている。

「研修制度」は、「ある」が96名(64.4%)である。

研修の内容は、各施設内で行うもの、外部の研修である。具体的内容は、各団体が主催する「介護に関する研修」、施設内で各委員会を設けて行っているとしている。研修の手段や方法は、各種の研修を自分で希望し施設側の了解を得て参加、または施設側からの指示といった方法である<sup>12</sup>。施設側の了解や指示を受けた研修の費用は、施設側が全額負担する。

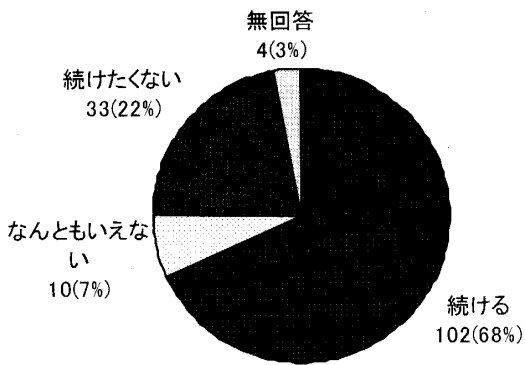
「労災保険」(60.4%)、「雇用保険」(75.2%)、「健康保険」(87.2%)、「厚生年金保険」(88.6%)は、各施設で整備されている。

## 8 介護労働について

### (1) 今後の介護職継続の意思

介護労働を今後も「続ける」が102名(68%)と多い。その理由には「やりがい」や「自分に向いている」等の意見が多い<sup>13</sup>。「続けたくない」は33名(22%)である。「なんともいえない」は10名(7%)である。「続けたくない」、「なんともいえない」をあわせると約30%の介護労働者が介護職の継続に不安を持っている(図6)。

図6 介護労働を続ける意思（合計：149名）



介護労働の継続に不安を持っている理由(対象43名)は、「身体的にきつい」が30名(69.8%)、つづいて「精神的にきつい」、「収入が少ない」とともに23名(53.5%)となっている。「有給休暇が取得しにくい」22名(51.2%)、「夜勤が苦痛」20名(46.5%)も介護労働が継続不可能な労働とする大きな理由である(図7)。「身体的にきつい」の具体的な内容は「腰痛」であり、「精神的にきつい」は「職場の人間関係」があげられている。「介護労働は継続したいが収入が低く将来的に不安である」という意見もある<sup>14</sup>。

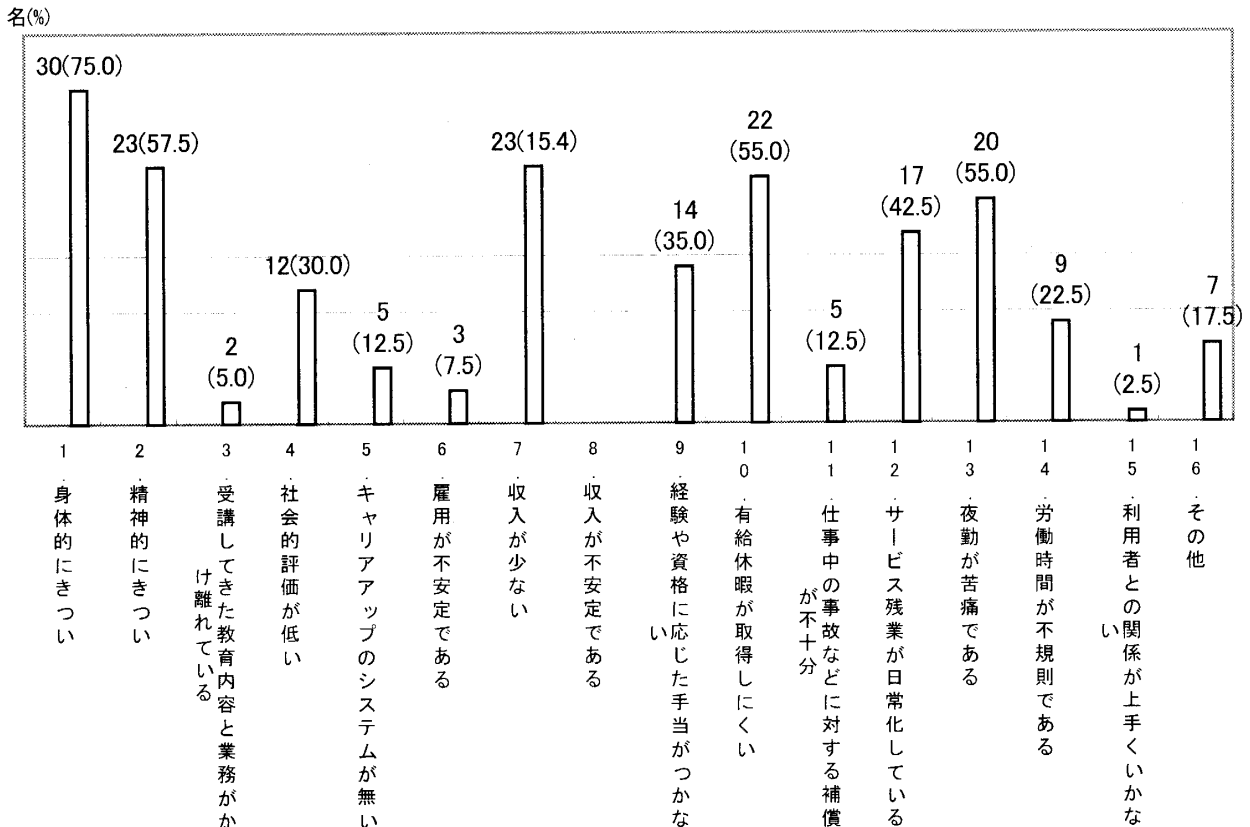
介護労働の継続に不安を持っている者は、特に20歳代の介護福祉士資格保有、経験年数5年未満の者が多い<sup>15</sup>。

### (2) 魅力ある介護労働」に向けての改善策

「介護」職を今後も継続可能で「魅力ある職業」とするために、どのような改善策を求めているのかを質問した(図8)。「資格制度の見直し」104名(69.8%)が最も多い。現在の介護関係資格には不備な点が多いことが回

図7 仕事を続けたくない理由別人数（回答者：43名）

(複数回答可)

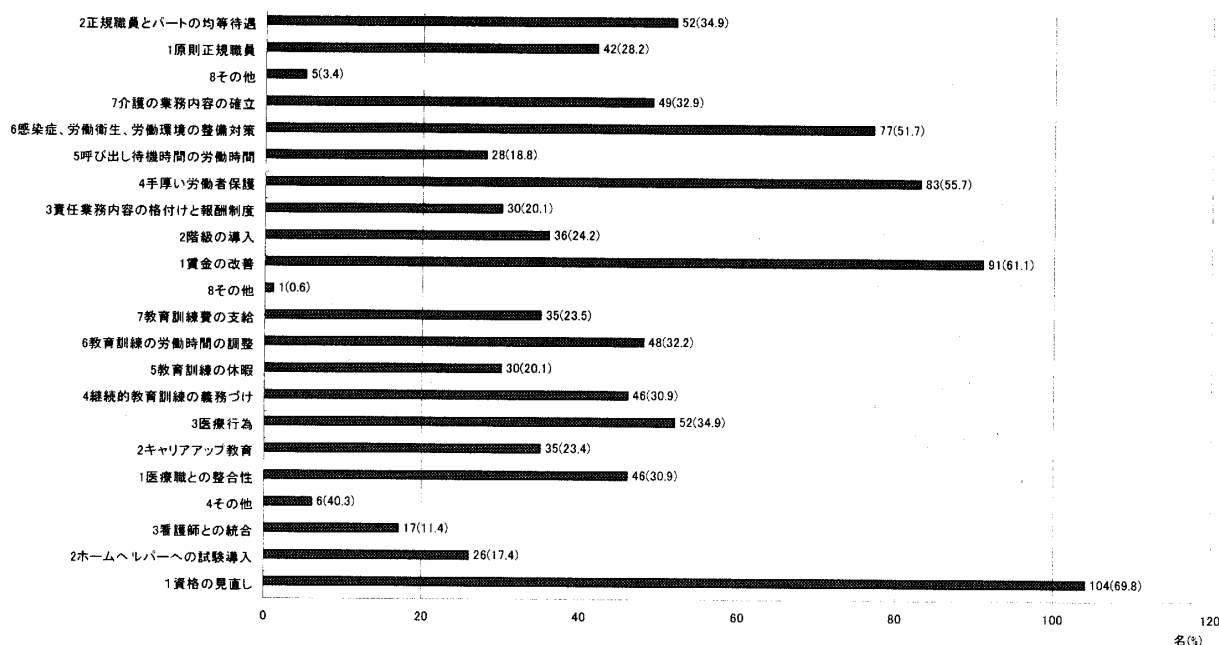


答者の声からも明らかにされている。次いで「賃金の改善」(61.1%)、「介護労働の特殊性に鑑みた手厚い労働者保護」(55.7%)、「感染症、労働衛生、労働環境の整備対策」(51.7%)といった労働条件の整備の必要性が高い比率を示している。

養成・教育・訓練に関しては、「『医療行為』

に関する教育内容の充実」(34.9%)、「教育訓練のための労働時間の調整」(32.2%)、「継続教育訓練の義務づけ」(30.9%)、「保健・医療分野における他の専門職(例えば看護師)の教育訓練との整合性」(30.9%)をあげており、介護労働者は、資格取得への意欲と同様教育訓練にも意欲的であるといえる。

図8 「魅力ある介護労働」に向けての改善策



#### IV 介護労働の現状

##### 1 資格の問題

介護労働現場では、無資格者、介護福祉士資格保有者、ヘルパー養成研修修了者が存在する。資格取得の方法も介護福祉士資格の場合、国家試験受験合格者、養成施設卒業者、短大専攻科卒業者がある。介護労働者は、新規学卒者も増加の傾向にあるが、多くは転職し無資格者として現場で実務経験を重ね資格を取得している。またヘルパーは1級～3級まであり、養成課程はきわめて不十分なものとなっている。介護労働の現場では、不十分なながらも養成施設で教育を受けた者と教育なしで実務経験を重ねた者、短期で養成研修を修了した者、無資格者といった介護労働者が、「階級」も「指示関係」も存在しない中で協働している。

介護労働者の国家資格である介護福祉士については、名称独占にとどまっている。また、介護福祉士やヘルパーの資格取得の方法は、かならずしもきびしくなく、多様であり、アンバランスであり、安易である。「介護」の「専門職」には、必置規制はなく、無資格者が採用されており、介護福祉士資格の意義が問われているといえる<sup>16</sup>。

##### 2 低賃金と慢性的な人手不足

実態調査等から、介護労働者の賃金は他産業に比べて低いといえる。本稿調査によれば、現在の賃金に満足している回答者は21%に止まる。自由回答の記入欄には「10年働いても、トータル昇給は1～3万円。仕事を頑張っても評価されないのは仕事自体のやる気をなくす。」「収入が少なく不安」、「サービス残業をしつつ安い



賃金で働いている。誰もがきつい仕事だと認めながらこんなに安い基本給なのか」「福祉職となると、ボランティア精神などが言われ、給料が安いように思える」と言った意見がある<sup>17</sup>。低賃金は、基本給が低く、さらに手当が支給されないことが原因である。基本給が低いことは、ボーナスや退職金、将来の社会保障、主に年金に影響する。

また、「職員数が少ないため、ハードな仕事の内容となっている」「仕事が多すぎて時間に追われながらの介護は利用者に対してよくない。もっとスタッフを増やすなどして、ゆとりのある介護ができないものか」と言う意見がある。人手不足は介護労働者の労働を過酷にしており、「夜勤中仮眠がない」「サービス残業の日常化」しているといった意見がある。そのために介護労働者の多くは身体的な不安を訴えている<sup>18</sup>。

介護労働者の低賃金や人員不足は、介護保険導入前から言われていたことである。そもそも日本の介護労働は、主に民間の社会福祉法人に依存し、国の低い「措置基準」のもと、過酷な労働と低賃金の中に置かれてきた。

介護保障政策は、介護労働者の低賃金や慢性的な人手不足を温存したまま介護保険制度を導入し、介護保険制度導入後は、介護報酬に縛られた低賃金、常勤換算方式の導入による介護労働者の非正規雇用と、介護労働者の労働条件を益々悪化させているといえる。

### 3 介護労働継続の意思

本稿調査結果から、介護労働を継続していく意思を持っている介護労働者は62%である。継続していく理由は「やりがい」や「仕事が好き」という主観的な理由による意見が多い。これらの意見を大切にするとともにこれらの意見に甘んじた政策は回避すべきである。精神論や奉仕の心を政策に盛込むのは、労働者としての権利を希薄化させる。加えて介護労働者は「資格取得への意欲は旺盛」であるのに、これを反映していない「賃金」構造がある。

一方、介護労働の継続に不安をもっているのは、20歳代の介護福祉士資格保有者に多い。資格を保有して現場に入ったものの、資格への社

会的評価は低く、過酷な労働と低賃金により「魅力ある職業」とはかけ離れた職業と感じていると推測できる。

以上のように、介護労働の現状は、有資格者が「専門職」といわれながらも資格が問われない労働であること、介護労働者の低賃金や人員不足、それ故に身体的精神的な不安を抱えており、「魅力ある職業」となっていないことが指摘できる。このような現状は、介護労働政策のみならず、社会保障、社会福祉政策の動向に起因する。

2005年2月の石川県かほく市のグループホームにおいて、介護労働者が認知症高齢者を「殺害」する事件が行った。第一審は、全面的に一介護労働者（被告）の資質や性格の問題とされ「懲役12年」の求刑が出された<sup>19</sup>。しかし、この事件の背景には、介護労働者の労働条件、資格といった介護労働政策および制度並びに医療政策、看護政策、社会保障・社会福祉政策の問題があることは否定できない。

#### 【付記】

本稿は、2004年度金沢大学法学研究科修士課程学位請求論文（2005年1月31日提出）の一部を抜粋、修正加筆をいたしました。調査にご協力をいただいた各施設及び介護労働者の方々にお礼申し上げます。

—人間福祉学科—

#### 【参考文献】

- ・井上英夫・矢野正子『提言 魅力ある看護のために』（労働旬報社、1994年）
- ・井上英夫ほか『高齢者医療保障-日本と先進諸国』（労働旬報社、1995年）
- ・国民医療研究所編『看護が変わる—看護労働の未来と展望』（労働旬報社、1988年）
- ・宗像誠也ほか『教師の自由と権利』（労働旬報社、1967年）
- ・高木和美『新しい看護・介護の視座 看護・介護の本質からみた合理的看護職員の研究』（看護の科学社、1998年）

- ・中山和久『看護職員の権利と労働条件』(労働旬報社、1979年)
  - ・阿部敦『社会保障政策従属型ボランティア政策』(大阪公立大学共同出版、2004年)
  - ・伊藤周平『介護保険を問いなおす』(筑摩書房、2001年)
- 1 ホームヘルパー1～3級は資格ではなく各養成研修「修了者」である。高齢社会白書(平成16年版)の中では、「資格職種でないもの」として、「介護支援専門員(ケアマネジャー)」、「訪問介護員」、「寮母、介護職」があげられている(内閣府編『高齢社会白書(平成16年版)』[ぎょうせい、2004年])。
  - 2 「認定資格(1級～3級)」(東京商工会議所が1999年より開始)。
  - 3 曾我千春『介護労働政策の変遷と課題』(2004年度金沢大学大学院修士論文)資料編16頁参照。
  - 4 曾我・前掲(注3)資料編16頁参照。
  - 5 林和彦「社会福祉施設の規制緩和と労働の柔軟化」賃金と社会保障1344号(2003年)4-24頁。
  - 6 曾我・前掲(注3)資料編17頁参照。
  - 7 曾我・前掲(注3)資料編18頁参照。
  - 8 介護労働安定センターの調査結果より、ヘルパー3級142,000円、2級ヘルパー167,000円、1級ヘルパー184,000円、無資格者173,500円、介護福祉士1875,00円より単純計算し算出((財)介護労働安定センター『平成16年版介護事業所における労働現状』[(財)介護労働安定センター、2004年]62頁)。
  - 9 曾我・前掲(注3)資料編19頁参照。
  - 10 曾我・前掲(注3)資料編25-30頁参照。
  - 11 曾我・前掲(注3)資料編25-30頁参照。
  - 12 曾我・前掲(注3)資料編20頁参照。
  - 13 曾我・前掲(注3)資料編21-22頁参照。
  - 14 曾我・前掲(注3)資料編24頁参照。
  - 15 曾我・前掲(注3)資料編23頁参照。
  - 16 鷺谷善教「社会福祉関係従事者」社会保障事典編集委員会『社会保障事典』(大月出版、1976年)629-630頁参照。
  - 17 曾我・前掲(注3)25-30頁参照。
  - 18 曾我・前掲(注3)25-30頁参照。
  - 19 2005年8月11日北陸中日新聞